

牧之原特別支援学校いじめ対策基本方針

いじめ問題への学校目標

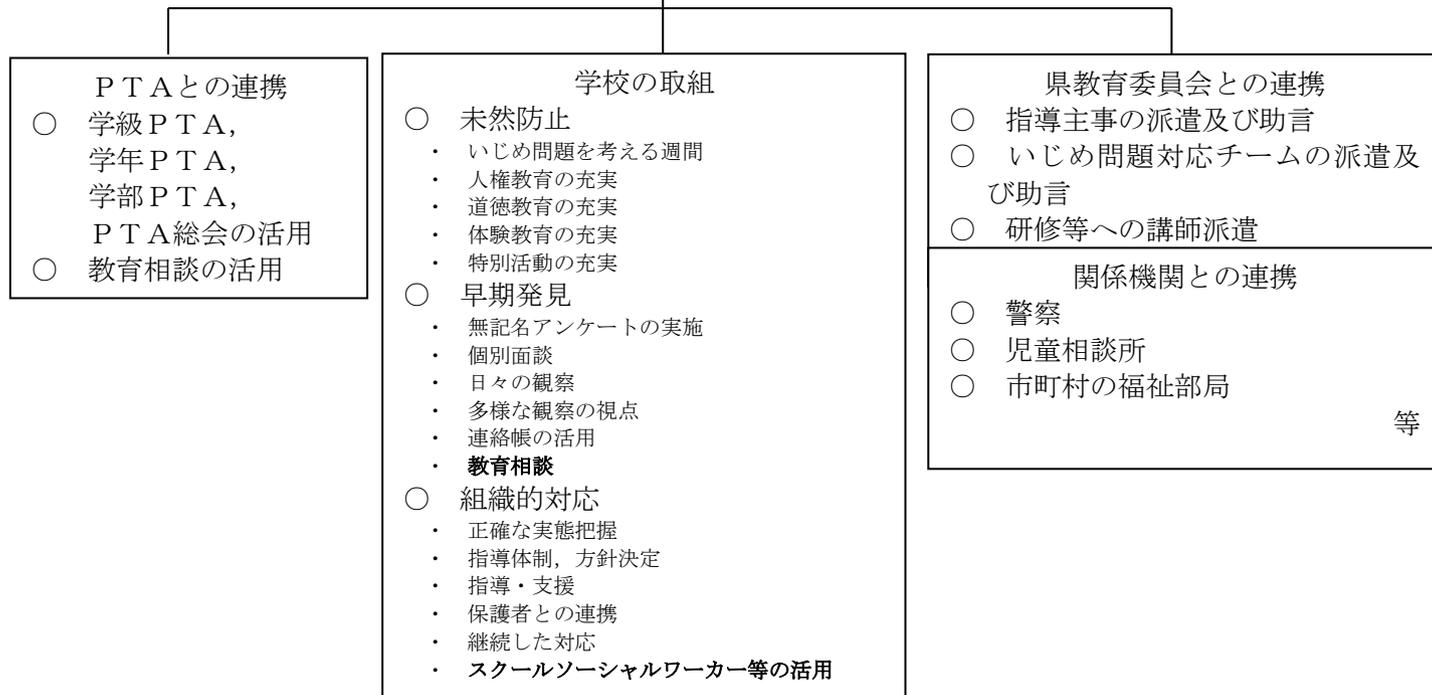
学校が物理的・心理的に安心・安全な場であることを基盤として、豊かな感性と自信をもち、生活上の課題や困難に対して柔軟に、且つ粘り強く取り組もうとする児童生徒を育成する。

生徒指導委員会（いじめ対策委員会兼ねる）

内容 ・年間を通じた取組等の検討

・年間活動を検証し次年度への計画・作成

構成 校長 教頭 各学部生徒指導主任 各学部主事 養護教諭 校内支援係チーフ
教育相談係チーフ その他必要に応じた関係者及び外部専門家



年間計画

	生徒関係	職員関係	検証関係
4月	いじめ問題を考える週間	児童生徒についての共通理解 生徒指導委員会①	年間活動計画の検討
5月	「学校楽しいと」		
6月		教育相談	
7月	夏休み前指導	家庭訪問	一学期の取組の総括及び二学期に向けての取組確認
8月			
9月	いじめ問題を考える週間 無記名アンケート調査		アンケートの分析
10月	「学校楽しいと」		
11月			学校評価
12月	人権週間 冬休み前指導		二学期の取組の総括及び三学期に向けての取組確認
1月		教育相談	
2月	「学校楽しいと」	生徒指導委員会②	年間の総括及び次年度に向けての取組確認
3月	春休み前指導		

いじめ問題に関する学校の取組

1 いじめの未然防止について具体的取組

(1) いじめ問題を考える週間の設定

ア 4月、9月に「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童・生徒の実態に応じて、朝・帰りの会の先生の話や生単、学級活動、LHR等に、いじめ問題や命の大切さを主題とした授業を全学級で実施する。

(2) 人権教育の充実

ア いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。

イ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

ウ 12月に人権週間を設定する。

(3) 道徳教育の充実

ア すべての教育活動において道徳的判断力を養い、「いじめ」を未然に防止する。

イ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

ウ 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。

エ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(4) 体験教育の充実

ア 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

イ 交流学习や就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) コミュニケーション活動を重視した自立活動、特別活動の充実

ア 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

イ 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。

(6) 保護者や地域の方への働きかけ

ア 授業参観やPTA研修会の開催、ホームページ、学校・学部・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

イ 保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設け。

ウ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行う。

2 いじめの早期発見についての具体的取組

(1) 日々の観察

ア 教職員が子どもたちと共に過ごし、いじめの早期発見を図る。

イ 子どもたちの様子に目を配る。

「子どもがいるところには、教職員がいる」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」

ウ いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。 ※1

エ いじめの相談窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。 ※2

(2) 観察の視点

ア 子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

イ 担任を中心に教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。

ウ 気になる言動や表情を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の改善にあたる。

(3) 連絡帳の活用

- ア 連絡帳の活用により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- イ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談の実施

- ア 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- イ 日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもや保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

(5) いじめ実態調査および「学校楽しいーと」の活用

- ア 調査は発見の手立ての一つであると認識した上で、年に1回実施する。また、県総合教育センターが開発した「学校楽しいーと」の各学期実施と活用を推進する。

3 いじめの早期対応について

(1) 正確な実態把握

- ア 当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
- イ 関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ア いじめに係る情報を特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告する。また報告を行わないことは法の規定に違反し得るということを認識する。
- イ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ウ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- エ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ア いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- イ いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ウ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心掛け、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- ア いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- イ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

(5) いじめ発生後の対応

- ア 継続的に指導・支援を行う。
- イ 生徒指導担当、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で子どもの心のケアを図る。
- ウ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

(6) 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ア ケース会議を実施し、全職員の共通理解のもとで個別の教育ニーズに即した教育活動を進める。
- イ 児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ウ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

4 組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応する

